



Q: 農業者年金には税制面で何かメリットはありますか？

**A: お支払いいただいた保険料は全額社会保険料
 控除の対象になるので税金が安くなります！**

加入者が支払った保険料は、納税申告の際、その**全額が社会保険料控除の対象**となりますので、**所得税・住民税が節税**になります。

節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15%以上になります。

また、保険料などの年金資産は農業者年金基金が運用していますが、その**運用収益は非課税**です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、**公的年金等控除の対象**となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは非課税です。

つまり、公的年金として入口から出口まで税制面の優遇措置が付いています。

保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)試算

税 率	加入者の支払った保険料が			
	月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額5万円 (年額60万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	1万8千円	3万6千円	9万円	12万1千円
20%	2万4千円	4万8千円	12万円	16万1千円
30%	3万6千円	7万2千円	18万円	24万1千円

(注) 保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

奥様などご家族の方の保険料を、ご主人が自身の保険料と併せて支払った場合も、そのすべての保険料額がご主人の社会保険料控除の対象になります。



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

●農業者年金に関するご相談については、最寄りのJ A 農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

**独立行政法人
 農業者年金基金**

〒105-8010 東京都港区西新橋 1-6-21 NBF 虎ノ門ビル 5F
 電話: 03 (3502) 3942 FAX: 03 (3592) 2660

<http://www.nounengo.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！

お問い合わせ先 鏡野町産業観光課 電話 (0868) 54-2987